

このお知らせは、令和4年度において学生納付特例制度により、保険料納付を猶予されている方で、引き続き令和5年度も在学予定の方にお送りしています。

過去2年間に国民年金保険料の未納期間がある方は、お近くの年金事務所へお問い合わせください。

②学生納付特例期間の取り扱いについて

年金への影響	納付状況等	納 付	学生納付特例	未 納
老齢・障害・遺族基礎年金の 受給資格期間として…		計算される	計算される	計算されない
老齢基礎年金の年金額に…		反映される	反映されない	反映されない

- 保険料を未納のままにしておく、年金を受け取るために必要な期間（受給資格期間）として計算されないため、将来の老齢基礎年金や、不測の事態が生じたときの障害基礎年金や遺族基礎年金を受け取ることができない場合があります。
- 学生納付特例期間は、受給資格期間として計算されますが、老齢基礎年金額には反映されません。

③保険料の追納について

※令和5年度中に追納する場合の保険料額

年度	追納額（月額）	当初保険料（月額）
平成25年度	15,220円	15,040円
平成26年度	15,370円	15,250円
平成27年度	15,700円	15,590円
平成28年度	16,360円	16,260円
平成29年度	16,570円	16,490円
平成30年度	16,410円	16,340円
令和元年度	16,460円	16,410円
令和2年度	16,570円	16,540円
令和3年度	16,610円	16,610円
令和4年度	16,590円	16,590円
令和5年度	16,520円	16,520円

○学生納付特例の承認を受けた期間は、保険料を全額納付したときに比べ、将来受け取る年金額が少なくなります。これを補うために、学生納付特例が承認された期間の保険料は、**10年以内であれば、あとから納めること（追納）**ができます。

○ただし、学生納付特例の承認を受けた期間の翌年度から起算して、3年度目以降に保険料を追納する場合には、当時の保険料額に経過期間に応じた加算額が上乗せされます。

○なお、保険料の追納にあたっては、申込書の提出が必要となりますので、お近くの年金事務所にご連絡ください。

④マイナポータルを利用した電子申請について

○マイナポータルを開設されている方で「ねんきんネット」と連携済の方には、日本年金機構からマイナポータルにお知らせをお送りしています。学生納付特例を希望される場合、「お知らせ詳細」の画面にある「申請」ボタンから簡単に学生納付特例を申請することができます。

○連携がお済みでない方も、マイナポータルの「年金の手続」から学生納付特例を申請することができます。

手続き及び申請方法は
こちらから

マイナポータル

検索

<https://myna.go.jp>

電子申請の概要は
こちらから

日本年金機構

検索

<https://www.nenkin.go.jp/>



⑤令和5年度は「保険料納付」を希望される方へ

令和5年度は学生納付特例制度を利用せず保険料を納めるという方は、別途お送りする納付書により保険料を納付してください。

保険料納付を希望される方は、お得な**前納制度**をご利用いただけます。前納の納付期限は**5月1日**までとなっておりますので、お早めにお近くの年金事務所にご連絡ください。

口座振替・クレジットカードでの納付をご希望の方は、お近くの年金事務所にご連絡ください。

産前産後期間は国民年金保険料の納付は不要です！

○届出により、出産予定日（または出産日）が属する月の前月から4か月間は、保険料が免除になります。免除された期間も保険料を納付したものととして、将来の老齢基礎年金の年金額に反映されます。

※出産には妊娠85日以上、死産、流産、早産を含み、多胎の場合は免除期間が長くなります。

○すでに免除手続や納付をしても届出ができますので、必ず市（区）役所または町村役場の国民年金窓口へ届出してください。（保険料を納付されている場合は後日お返しします。）



日本年金機構
Japan Pension Service

日本年金機構ホームページ <https://www.nenkin.go.jp/>